

公共下水道への排除基準(特定事業場で平均排水量30m3/日未満)

令和6年4月1日現在

物質・項目	排水・排除基準	備考			
		法令根拠		数値根拠	
カドミウム及びその化合物	0.03	法第12条の2	政令第9条の4		政令第9条の4第1項各号
シアン化合物	1	法第12条の2	政令第9条の4		政令第9条の4第1項各号
有機燐化合物	1	法第12条の2	政令第9条の4		政令第9条の4第1項各号
鉛及びその化合物	0.1	法第12条の2	政令第9条の4		政令第9条の4第1項各号
六価クロム化合物	0.2	法第12条の2	政令第9条の4		政令第9条の4第1項各号
砒素及びその化合物	0.1	法第12条の2	政令第9条の4		政令第9条の4第1項各号
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005	法第12条の2	政令第9条の4		政令第9条の4第1項各号
アルキル水銀化合物	検出されないこと	法第12条の2	政令第9条の4		政令第9条の4第1項各号
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	0.003	法第12条の2	政令第9条の4		政令第9条の4第1項各号
トリクロロエチレン	0.1	法第12条の2	政令第9条の4		政令第9条の4第1項各号
テトラクロロエチレン	0.1	法第12条の2	政令第9条の4		政令第9条の4第1項各号
ジクロロメタン	0.2	法第12条の2	政令第9条の4		政令第9条の4第1項各号
四塩化炭素	0.02	法第12条の2	政令第9条の4		政令第9条の4第1項各号
1,2-ジクロロエタン	0.04	法第12条の2	政令第9条の4		政令第9条の4第1項各号
1,1-ジクロロエチレン	1	法第12条の2	政令第9条の4		政令第9条の4第1項各号
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4	法第12条の2	政令第9条の4		政令第9条の4第1項各号
1,1,1-トリクロロエタン	3	法第12条の2	政令第9条の4		政令第9条の4第1項各号
1,1,2-トリクロロエタン	0.06	法第12条の2	政令第9条の4		政令第9条の4第1項各号
1,3-ジクロロプロペン	0.02	法第12条の2	政令第9条の4		政令第9条の4第1項各号
チウラム	0.06	法第12条の2	政令第9条の4		政令第9条の4第1項各号
シマジン	0.03	法第12条の2	政令第9条の4		政令第9条の4第1項各号
チオベンカルブ	0.2	法第12条の2	政令第9条の4		政令第9条の4第1項各号
ベンゼン	0.1	法第12条の2	政令第9条の4		政令第9条の4第1項各号
セレン及びその化合物	0.1	法第12条の2	政令第9条の4		政令第9条の4第1項各号
ほう素及びその化合物	10	法第12条の2	政令第9条の4		政令第9条の4第1項各号
ふっ素及びその化合物	8	法第12条の2	政令第9条の4		政令第9条の4第1項各号
1,4-ジオキサン	0.5	法第12条の2	政令第9条の4		政令第9条の4第1項各号
ダイオキシン類	10	法第12条の2	政令第9条の4		政令第9条の4第1項各号
フェノール類	5	法第12条の11	政令第9条の10	条例第9条第1項第2号ア	政令第9条の4第1項各号
銅及びその化合物	3	法第12条の11	政令第9条の10	条例第9条第1項第2号ア	政令第9条の4第1項各号
亜鉛及びその化合物	2	法第12条の11	政令第9条の10	条例第9条第1項第2号ア	政令第9条の4第1項各号
鉄及びその化合物(溶解性)	10	法第12条の11	政令第9条の10	条例第9条第1項第2号ア	政令第9条の4第1項各号
マンガン及びその化合物(溶解性)	10	法第12条の11	政令第9条の10	条例第9条第1項第2号ア	政令第9条の4第1項各号
クロム及びその化合物	2	法第12条の11	政令第9条の10	条例第9条第1項第2号ア	政令第9条の4第1項各号
アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100*3.8=380※3 (100*1.25=125)※2、※3	法第12条の2	政令第9条の5	条例で定めていない	
温度	45 (40)※2	法第12条	政令第9条	条例第9条第1項第1号ア 条例第9条第2項第1号	条例第9条第1項第1号ア 条例第9条第2項第1号
水素イオン濃度	5-9 (5.7-8.7)※2	法第12条の2	政令第9条の5	条例第8条の2第1項第1号 条例第8条の2第2項	条例第8条の2第1項第1号 条例第8条の2第2項
n-ヘキサン抽出物質	5 30	法第12条の2	政令第9条の5	条例第8条の2第1項第4号ア 条例第8条の2第1項第4号イ	条例第8条の2第1項第4号ア 条例第8条の2第1項第4号イ
沃素消費量(一部適用外あり)	220	法第12条	政令第9条	条例第9条第1項第1号エ	条例第9条第1項第1号エ
生物化学的酸素要求量(BOD) (5日値)	600	法第12条の2	政令第9条の5	条例第8条の2第1項第2号	条例第8条の2第1項第2号
浮遊物質(SS)	600	法第12条の2	政令第9条の5	条例第8条の2第1項第3号	条例第8条の2第1項第3号
窒素含有量	120*2=240※3 (120*1.25=150)※2、※3	法第12条の2	政令第9条の5	条例で定めていない	
燐含有量	16*2=32※3 (16*1.25=20)※2、※3	法第12条の2	政令第9条の5	条例で定めていない	
色又は臭気	放流先で支障を来たすような 色又は臭気を帯びていないこと。	法第12条の11	政令第9条の11	条例第9条第1項第2号エ	大阪府生活環境の 健全等に関する条例

※1 単位について、水素イオン濃度は単位なし、温度は度、ダイオキシン類はpg-TEQ/l、その他はmg/lです。

※2 ( )内は製造業又はガス供給業に対する基準です。現在、製造業又はガス供給業から排除される汚水量が終末処理場で処理される汚水量の4分の1未満のため、適用しません。

※3 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物、窒素含有量、燐含有量は指導目標値です。

は、直罰に係る物質・項目です。

公共下水道への排除基準(特定事業場で平均排水量30m3/日以上50m3/日未満)

令和6年4月1日現在

物質・項目	排水・排除基準	備考			
		法令根拠		数値根拠	
カドミウム及びその化合物	0.03	法第12条の2	政令第9条の4		政令第9条の4第1項各号
シアン化合物	1	法第12条の2	政令第9条の4		政令第9条の4第1項各号
有機燐化合物	1	法第12条の2	政令第9条の4		政令第9条の4第1項各号
鉛及びその化合物	0.1	法第12条の2	政令第9条の4		政令第9条の4第1項各号
六価クロム化合物	0.2	法第12条の2	政令第9条の4		政令第9条の4第1項各号
砒素及びその化合物	0.1	法第12条の2	政令第9条の4		政令第9条の4第1項各号
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005	法第12条の2	政令第9条の4		政令第9条の4第1項各号
アルキル水銀化合物	検出されないこと	法第12条の2	政令第9条の4		政令第9条の4第1項各号
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	0.003	法第12条の2	政令第9条の4		政令第9条の4第1項各号
トリクロロエチレン	0.1	法第12条の2	政令第9条の4		政令第9条の4第1項各号
テトラクロロエチレン	0.1	法第12条の2	政令第9条の4		政令第9条の4第1項各号
ジクロロメタン	0.2	法第12条の2	政令第9条の4		政令第9条の4第1項各号
四塩化炭素	0.02	法第12条の2	政令第9条の4		政令第9条の4第1項各号
1,2-ジクロロエタン	0.04	法第12条の2	政令第9条の4		政令第9条の4第1項各号
1,1-ジクロロエチレン	1	法第12条の2	政令第9条の4		政令第9条の4第1項各号
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4	法第12条の2	政令第9条の4		政令第9条の4第1項各号
1,1,1-トリクロロエタン	3	法第12条の2	政令第9条の4		政令第9条の4第1項各号
1,1,2-トリクロロエタン	0.06	法第12条の2	政令第9条の4		政令第9条の4第1項各号
1,3-ジクロロプロペン	0.02	法第12条の2	政令第9条の4		政令第9条の4第1項各号
チウラム	0.06	法第12条の2	政令第9条の4		政令第9条の4第1項各号
シマジン	0.03	法第12条の2	政令第9条の4		政令第9条の4第1項各号
チオベンカルブ	0.2	法第12条の2	政令第9条の4		政令第9条の4第1項各号
ベンゼン	0.1	法第12条の2	政令第9条の4		政令第9条の4第1項各号
セレン及びその化合物	0.1	法第12条の2	政令第9条の4		政令第9条の4第1項各号
ほう素及びその化合物	10	法第12条の2	政令第9条の4		政令第9条の4第1項各号
ふっ素及びその化合物	8	法第12条の2	政令第9条の4		政令第9条の4第1項各号
1,4-ジオキサン	0.5	法第12条の2	政令第9条の4		政令第9条の4第1項各号
ダイオキシン類	10	法第12条の2	政令第9条の4		政令第9条の4第1項各号
フェノール類	5	法第12条の2	政令第9条の4		政令第9条の4第1項各号
銅及びその化合物	3	法第12条の2	政令第9条の4		政令第9条の4第1項各号
亜鉛及びその化合物	2	法第12条の2	政令第9条の4		政令第9条の4第1項各号
鉄及びその化合物(溶解性)	10	法第12条の2	政令第9条の4		政令第9条の4第1項各号
マンガン及びその化合物(溶解性)	10	法第12条の2	政令第9条の4		政令第9条の4第1項各号
クロム及びその化合物	2	法第12条の2	政令第9条の4		政令第9条の4第1項各号
アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100*3.8=380※3 ----- (100*1.25=125)※2、※3	法第12条の2	政令第9条の5	条例で定めていない	
温度	45 ----- (40)※2	法第12条	政令第9条	条例第9条第1項第1号ア 条例第9条第2項第1号	条例第9条第1項第1号ア 条例第9条第2項第1号
水素イオン濃度	5-9 ----- (5.7-8.7)※2	法第12条の2	政令第9条の5	条例第8条の2第1項第1号 条例第8条の2第2項	条例第8条の2第1項第1号 条例第8条の2第2項
n-ヘキサン抽出物質	鉱油類含有量	法第12条の2	政令第9条の5	条例第8条の2第1項第4号ア	条例第8条の2第1項第4号ア
	動植物油類含有量			条例第8条の2第1項第4号イ	条例第8条の2第1項第4号イ
沃素消費量(一部適用外あり)	220	法第12条	政令第9条	条例第9条第1項第1号エ	条例第9条第1項第1号エ
生物化学的酸素要求量(BOD) (5日間)	600	法第12条の2	政令第9条の5	条例第8条の2第1項第2号	条例第8条の2第1項第2号
浮遊物質質量(SS)	600	法第12条の2	政令第9条の5	条例第8条の2第1項第3号	条例第8条の2第1項第3号
窒素含有量	120*2=240※3 ----- (120*1.25=150)※2、※3	法第12条の2	政令第9条の5	条例で定めていない	
燐含有量	16*2=32※3 ----- (16*1.25=20)※2、※3	法第12条の2	政令第9条の5	条例で定めていない	
色又は臭気	放流先で支障を来たすような 色又は臭気を帯びていないこと。	法第12条の11	政令第9条の11	条例第9条第1項第2号エ	大阪府生活環境の 保全等に関する条例

※1 単位について、水素イオン濃度は単位なし、温度は度、ダイオキシン類はpg-TEQ/l、その他はmg/lです。

※2 ( )内は製造業又はガス供給業に対する基準です。現在、製造業又はガス供給業から排除される汚水量が終末処理場で処理される汚水量の4分の1未満のため、適用しません。

※3 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物、窒素含有量、燐含有量は指導目標値です。

は、直罰に係る物質・項目です。

公共下水道への排除基準(特定事業場で平均排水量50m3/日以上)

令和6年4月1日現在

物質・項目	排水・排除基準	備考			
		法令根拠		数値根拠	
カドミウム及びその化合物	0.03	法第12条の2	政令第9条の4		政令第9条の4第1項各号
シアン化合物	1	法第12条の2	政令第9条の4		政令第9条の4第1項各号
有機燐化合物	1	法第12条の2	政令第9条の4		政令第9条の4第1項各号
鉛及びその化合物	0.1	法第12条の2	政令第9条の4		政令第9条の4第1項各号
六価クロム化合物	0.2	法第12条の2	政令第9条の4		政令第9条の4第1項各号
砒素及びその化合物	0.1	法第12条の2	政令第9条の4		政令第9条の4第1項各号
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005	法第12条の2	政令第9条の4		政令第9条の4第1項各号
アルキル水銀化合物	検出されないこと	法第12条の2	政令第9条の4		政令第9条の4第1項各号
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	0.003	法第12条の2	政令第9条の4		政令第9条の4第1項各号
トリクロロエチレン	0.1	法第12条の2	政令第9条の4		政令第9条の4第1項各号
テトラクロロエチレン	0.1	法第12条の2	政令第9条の4		政令第9条の4第1項各号
ジクロロメタン	0.2	法第12条の2	政令第9条の4		政令第9条の4第1項各号
四塩化炭素	0.02	法第12条の2	政令第9条の4		政令第9条の4第1項各号
1,2-ジクロロエタン	0.04	法第12条の2	政令第9条の4		政令第9条の4第1項各号
1,1-ジクロロエチレン	1	法第12条の2	政令第9条の4		政令第9条の4第1項各号
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4	法第12条の2	政令第9条の4		政令第9条の4第1項各号
1,1,1-トリクロロエタン	3	法第12条の2	政令第9条の4		政令第9条の4第1項各号
1,1,2-トリクロロエタン	0.06	法第12条の2	政令第9条の4		政令第9条の4第1項各号
1,3-ジクロロプロペン	0.02	法第12条の2	政令第9条の4		政令第9条の4第1項各号
チウラム	0.06	法第12条の2	政令第9条の4		政令第9条の4第1項各号
シマジン	0.03	法第12条の2	政令第9条の4		政令第9条の4第1項各号
チオベンカルブ	0.2	法第12条の2	政令第9条の4		政令第9条の4第1項各号
ベンゼン	0.1	法第12条の2	政令第9条の4		政令第9条の4第1項各号
セレン及びその化合物	0.1	法第12条の2	政令第9条の4		政令第9条の4第1項各号
ほう素及びその化合物	10	法第12条の2	政令第9条の4		政令第9条の4第1項各号
ふっ素及びその化合物	8	法第12条の2	政令第9条の4		政令第9条の4第1項各号
1,4-ジオキサン	0.5	法第12条の2	政令第9条の4		政令第9条の4第1項各号
ダイオキシン類	10	法第12条の2	政令第9条の4		政令第9条の4第1項各号
フェノール類	5	法第12条の2	政令第9条の4		政令第9条の4第1項各号
銅及びその化合物	3	法第12条の2	政令第9条の4		政令第9条の4第1項各号
亜鉛及びその化合物	2	法第12条の2	政令第9条の4		政令第9条の4第1項各号
鉄及びその化合物(溶解性)	10	法第12条の2	政令第9条の4		政令第9条の4第1項各号
マンガン及びその化合物(溶解性)	10	法第12条の2	政令第9条の4		政令第9条の4第1項各号
クロム及びその化合物	2	法第12条の2	政令第9条の4		政令第9条の4第1項各号
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100*3.8=380※3 (100*1.25=125)※2、※3	法第12条の2	政令第9条の5	条例で定めていない	
温度	45 ----- (40)※2	法第12条	政令第9条	条例第9条第1項第1号ア 条例第9条第2項第1号	条例第9条第1項第1号ア 条例第9条第2項第1号
水素イオン濃度	5-9 ----- (5.7-8.7)※2	法第12条の2	政令第9条の5	条例第8条の2第1項第1号 条例第8条の2第2項	条例第8条の2第1項第1号 条例第8条の2第2項
n-ヘキサン抽出物質 (特定事業場規定)	鉱油類含有量	法第12条の2	政令第9条の5	条例第8条の2第1項第4号ア 条例第8条の2第1項第4号イ	条例第8条の2第1項第4号ア 条例第8条の2第1項第4号イ
	動植物油脂類含有量				
n-ヘキサン抽出物質 (除害施設設置規定)	鉱油類含有量	法第12条	政令第9条	条例第9条第1項第1号ウ	条例第9条第1項第1号ウ
	動植物油脂類含有量				
沃素消費量(一部適用外あり)	220	法第12条	政令第9条	条例第9条第1項第1号エ	条例第9条第1項第1号エ
生物化学的酸素要求量(BOD) (5日間)	600	法第12条の2	政令第9条の5	条例第8条の2第1項第2号	条例第8条の2第1項第2号
浮遊物質質量(SS)	600	法第12条の2	政令第9条の5	条例第8条の2第1項第3号	条例第8条の2第1項第3号
窒素含有量	120*2=240※3 ----- (120*1.25=150)※2、※3	法第12条の2	政令第9条の5	条例で定めていない	
燐含有量	16*2=32※3 ----- (16*1.25=20)※2、※3	法第12条の2	政令第9条の5	条例で定めていない	
色又は臭気	放流先で支障を来たすような色又は臭気を帯びていないこと。	法第12条の11	政令第9条の11	条例第9条第1項第2号エ	大阪府生活環境の保全等に関する条例

※1 単位について、水素イオン濃度は単位なし、温度は度、ダイオキシン類はpg-TEQ/L、その他はmg/lです。

※2 ( )内は製造業又はガス供給業に対する基準です。現在、製造業又はガス供給業から排除される汚水量が終末処理場で処理される汚水量の4分の1未満のため、適用しません。

※3 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物、窒素含有量、燐含有量は指導目標値です。

公共下水道への排除基準(非特定事業場)

令和6年4月1日現在

物質・項目	排水・排除基準	備考			
		法令根拠		数値根拠	
カドミウム及びその化合物	0.03	法第12条の11	政令第9条の10	条例第9条第1項第2号ア	政令第9条の4第1項各号
シアン化合物	1	法第12条の11	政令第9条の10	条例第9条第1項第2号ア	政令第9条の4第1項各号
有機燐化合物	1	法第12条の11	政令第9条の10	条例第9条第1項第2号ア	政令第9条の4第1項各号
鉛及びその化合物	0.1	法第12条の11	政令第9条の10	条例第9条第1項第2号ア	政令第9条の4第1項各号
六価クロム化合物	0.2	法第12条の11	政令第9条の10	条例第9条第1項第2号ア	政令第9条の4第1項各号
砒素及びその化合物	0.1	法第12条の11	政令第9条の10	条例第9条第1項第2号ア	政令第9条の4第1項各号
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005	法第12条の11	政令第9条の10	条例第9条第1項第2号ア	政令第9条の4第1項各号
アルキル水銀化合物	検出されないこと	法第12条の11	政令第9条の10	条例第9条第1項第2号ア	政令第9条の4第1項各号
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	0.003	法第12条の11	政令第9条の10	条例第9条第1項第2号ア	政令第9条の4第1項各号
トリクロロエチレン	0.1	法第12条の11	政令第9条の10	条例第9条第1項第2号ア	政令第9条の4第1項各号
テトラクロロエチレン	0.1	法第12条の11	政令第9条の10	条例第9条第1項第2号ア	政令第9条の4第1項各号
ジクロロメタン	0.2	法第12条の11	政令第9条の10	条例第9条第1項第2号ア	政令第9条の4第1項各号
四塩化炭素	0.02	法第12条の11	政令第9条の10	条例第9条第1項第2号ア	政令第9条の4第1項各号
1,2-ジクロロエタン	0.04	法第12条の11	政令第9条の10	条例第9条第1項第2号ア	政令第9条の4第1項各号
1,1-ジクロロエチレン	1	法第12条の11	政令第9条の10	条例第9条第1項第2号ア	政令第9条の4第1項各号
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4	法第12条の11	政令第9条の10	条例第9条第1項第2号ア	政令第9条の4第1項各号
1,1,1-トリクロロエタン	3	法第12条の11	政令第9条の10	条例第9条第1項第2号ア	政令第9条の4第1項各号
1,1,2-トリクロロエタン	0.06	法第12条の11	政令第9条の10	条例第9条第1項第2号ア	政令第9条の4第1項各号
1,3-ジクロロプロペン	0.02	法第12条の11	政令第9条の10	条例第9条第1項第2号ア	政令第9条の4第1項各号
チウラム	0.06	法第12条の11	政令第9条の10	条例第9条第1項第2号ア	政令第9条の4第1項各号
シマジン	0.03	法第12条の11	政令第9条の10	条例第9条第1項第2号ア	政令第9条の4第1項各号
チオベンカルブ	0.2	法第12条の11	政令第9条の10	条例第9条第1項第2号ア	政令第9条の4第1項各号
ベンゼン	0.1	法第12条の11	政令第9条の10	条例第9条第1項第2号ア	政令第9条の4第1項各号
セレン及びその化合物	0.1	法第12条の11	政令第9条の10	条例第9条第1項第2号ア	政令第9条の4第1項各号
ほう素及びその化合物	10	法第12条の11	政令第9条の10	条例第9条第1項第2号ア	政令第9条の4第1項各号
ふっ素及びその化合物	8	法第12条の11	政令第9条の10	条例第9条第1項第2号ア	政令第9条の4第1項各号
1,4-ジオキサン	0.5	法第12条の11	政令第9条の10	条例第9条第1項第2号ア	政令第9条の4第1項各号
ダイオキシン類	10	法第12条の11	政令第9条の10	条例第9条第1項第2号ア	政令第9条の4第1項各号
フェノール類	5	法第12条の11	政令第9条の10	条例第9条第1項第2号ア	政令第9条の4第1項各号
銅及びその化合物	3	法第12条の11	政令第9条の10	条例第9条第1項第2号ア	政令第9条の4第1項各号
亜鉛及びその化合物	2	法第12条の11	政令第9条の10	条例第9条第1項第2号ア	政令第9条の4第1項各号
鉄及びその化合物(溶解性)	10	法第12条の11	政令第9条の10	条例第9条第1項第2号ア	政令第9条の4第1項各号
マンガン及びその化合物(溶解性)	10	法第12条の11	政令第9条の10	条例第9条第1項第2号ア	政令第9条の4第1項各号
クロム及びその化合物	2	法第12条の11	政令第9条の10	条例第9条第1項第2号ア	政令第9条の4第1項各号
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100*3.8=380※3 (100*1.25=125)※2、※3	法第12条の11	政令第9条の10	条例で定めていない	
温度	45 (40)※2	法第12条	政令第9条	条例第9条第1項第1号ア 条例第9条第2項第1号	条例第9条第1項第1号ア 条例第9条第2項第1号
水素イオン濃度	5-9 (5.7-8.7)※2	法第12条	政令第9条	条例第9条第1項第1号イ 条例第9条第2項第2号	条例第9条第1項第1号イ 条例第9条第2項第2号
n-ヘキサン抽出物質	鉱油類含有量	法第12条	政令第9条	条例第9条第1項第1号ウ	条例第9条第1項第1号ウ
	動植物油脂類含有量				
窒素消費量(一部適用外あり)	220	法第12条	政令第9条	条例第9条第1項第1号エ	条例第9条第1項第1号エ
生物化学的酸素要求量(BOD) (5日間)	600 (300)※2	法第12条の11	政令第9条の11	条例第9条第1項第2号イ 条例第9条第2項第3号	条例第9条第1項第2号イ 条例第9条第2項第3号
浮遊物質(SS)	600 (300)※2	法第12条の11	政令第9条の11	条例第9条第1項第2号ウ 条例第9条第2項第4号	条例第9条第1項第2号ウ 条例第9条第2項第4号
窒素含有量	120*2=240※3 (120*1.25=150)※2、※3	法第12条の11	政令第9条の11	条例で定めていない	
燐含有量	16*2=32※3 (16*1.25=20)※2、※3	法第12条の11	政令第9条の11	条例で定めていない	
色又は臭気	放流先で支障を来すような色又は臭気を帯びていないこと。	法第12条の11	政令第9条の11	条例第9条第1項第2号エ	大阪府生活環境の保全等に関する条例

※1 単位について、水素イオン濃度は単位なし、温度は度、ダイオキシン類はpg-TEQ/L、その他はmg/lです。

※2 ( )内は製造業又はガス供給業に対する基準です。現在、製造業又はガス供給業から排除される汚水量が終末処理場で処理される汚水量の4分の1未満のため、適用しません。

※3 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物、窒素含有量、燐含有量は指導目標値です。